

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止ポリシー

株式会社鳥取銀行（以下「当行」といいます）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます）防止に関する方針を以下の通りとして、一元的な内部管理態勢を構築し、業務を遂行します。

### 1. 基本方針

当行は、マネー・ローンダリング等防止を経営上の重要な課題と位置づけ、行内の役割を明確に定め、適切な措置を適時に実施できる態勢を構築します。

### 2. 組織体制

当行取締役会は、マネー・ローンダリング等防止のため行内態勢の構築に責任を持って対応します。

当行は、マネー・ローンダリング対策統括責任役員を経営管理部担当役員とし、マネー・ローンダリング対策室をマネー・ローンダリング等防止の主管部署とします。

### 3. 取引時確認

当行は、取引時確認を適切に行い、その情報を常に最新の状態に保つため、継続的な顧客管理を実施するよう、行内態勢を整備します。

当行は、取引時確認について、役職員に指導・研修を行い、マネー・ローンダリング等防止について周知徹底を図ります。

### 4. 疑わしい取引の届出

当行は、疑わしい取引を適切に処理し速やかに当局に届け出る態勢を整備します。

当行は、疑わしい取引について、役職員に指導・研修を行い、マネー・ローンダリング等防止について周知徹底を図ります。

### 5. 資産凍結等の措置に係る確認

当行は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置に係る確認を適切に行うよう、行内態勢を整備します。

当行は、資産凍結等の措置に係る確認について、役職員に指導・研修を行い、マネー・ローンダリング等防止について周知徹底を図ります。

### 6. 遵守状況の監査

当行は、マネー・ローンダリング等防止態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえ、継続的に行内態勢の改善に努めます。

以上

2018年10月